

釧路市一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるものを除き、市が発注する建設工事並びに測量、調査及び建設コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）について一般競争入札を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 市が発注する建設工事等のうち、一般競争入札により契約の相手方を決定するもの（以下「対象工事」という。）は、工事担当課と協議のうえ契約管理課が選定する。

(告示)

第3条 一般競争入札の告示は、別に定めるものとする。

(入札参加資格)

第4条 一般競争入札に参加する者は、次に掲げる条件に該当する者でなければならない。ただし、その者が特定共同企業体（釧路市建設工事共同企業体の運用基準第2第2項に規定する特定建設工事共同企業体をいう。以下同じ。）の場合において、第1号から第7号までの規定はその構成員の条件とする。

- (1) 釧路市建設工事等入札参加資格者として、対象工事と同種の業種について認定を受けていること。
- (2) 釧路市建設工事等指名停止等取扱要綱の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 申請日を基準として過去2年間において、釧路市請負工事成績評定要綱の規程に基づく成績評定でEランク評価を2年連続して受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、釧路市の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
- (5) 釧路市建設工事等の契約に係る暴力団等排除要綱に基づく排除対象者と認められた者でないこと。
- (6) 原則として釧路市内に本店、又は釧路市建設工事等競争入札参加資格者名簿において入札・契約締結等の委任を受けている主たる営業所等を有していること。

(7) 対象工事の施工現場に配置する主任技術者又は監理技術者及び現場代理人が適正であること。ただし、測量、調査及び建設コンサルタント業務にあつては、業務に従事する管理技術者及び照査技術者が適正であることとする。

(8) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、(8)における資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）又は子会社等の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

（ア）子会社等と親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

（ア）一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行

役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1) から4) までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適性さが阻害されると認められる場合

組合及びその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が工事ごとに必要と認めて定める条件を満たしていること。

（特定共同企業体の結成条件）

第5条 特定共同企業体に発注する対象工事において入札参加を希望する者は、次の条件を満たした共同企業体を結成しなければならない。

(1) 構成員の数が5者以内で、市長が対象工事に応じて決定する数を満たしていること。ただし、市長が特に必要と認めて対象工事の構成員の数を別に定めたときは、市長が決定する構成員の数を満たしていること。

(2) 等級区分が設けられている対象工事に係る構成員の格付等級の組合せが、市長が対象工事に応じて決定する条件を満たしていること。

(3) 各構成員が対象工事に係る入札において2以上の共同企業体の構成員とならないこと。

(4) 共同施工方式の対象工事に係る各構成員の出資比率が、5者の場合は10パーセント以上、4者の場合は15パーセント以上、3者の場合は20パーセント以上、2者の場合は30パーセント以上であること。ただし、市長が特に必要と認めて対象工事の出資比率を別に定めたときは、市長が決定する出資比率以上であること。

(5) 前号に係る共同企業体の代表者の出資割合が他の構成員の出資割合を下回らないこと。

- (6) 共同施工方式で、かつ等級区分が設けられている対象工事にあつては、共同企業体の代表者の格付等級が最上位等級であること。
- (7) 原則として市内に本店を有する者が1者以上含まれていること。

(入札参加資格の決定)

第6条 市長は、前2条に基づき対象工事ごとに入札参加資格を決定する場合は、あらかじめ釧路市建設協議会規程（平成17年訓令第7号）第2条第2項に基づき設置された資格審査部会（以下「資格審査部会」という。）の審議を経なければならない。

(入札の参加申請)

第7条 一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出し、第4条及び第5条に掲げる条件を満たしているかどうかの確認を受けなければならない。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- (2) 入札参加資格確認調書（様式2）
- (3) 会社更生法及び民事再生法に係る申立書（様式3。該当する場合のみ提出する。）
- (4) 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書（様式4。特定共同企業体のみ提出する。）
- (5) 協定書（様式5。特定共同企業体のみ提出する。）
- (6) その他必要と認める書類

(入札参加資格の確認)

第8条 市長は、前条に掲げる書類等に基づき入札参加資格を確認したときは、一般競争入札参加資格確認通知書（様式6）により申請者に通知しなければならない。この場合において、入札参加資格を認めなかった申請者への通知書には、その理由を付すものとする。

2 入札参加資格を認められなかった申請者は、市長が定める日までに、その理由について書面により説明を求められることができるものとし、市長は、入札参加資格に係る理由説明書（様式7）により回答するものとする。

3 市長は、第1項の入札参加資格の確認及び第2項の回答を行う場合は、あらかじめ資格審査部会の審議を経なければならない。

4 市長は、入札参加資格を認めた者がいない場合においては、当該工事の入札方法等について、釧路市建設協議会の審議を経なければならない。

(入札に参加できない者)

第9条 次に掲げる者は、対象工事の入札に参加できない。

(1) 第7条に掲げる書類を提出期限までに提出しなかった者

(2) 申請書類に虚偽の記載をした者

(3) 入札参加資格を認められなかった者

(4) 入札参加資格確認後において入札参加資格に欠けることとなった者

(設計図書の閲覧等)

第10条 対象工事の設計図書は、釧路市契約規則（平成17年規則第83号）第4条の規定による告示の日から入札日の前日まで閲覧に供する。

2 入札に参加しようとする者は、告示の日から入札日の前日までの間、設計図書を釧路市のホームページからダウンロードする方法のほか、設計図書を複写することができる。

3 入札に参加しようとする者は、設計図書の内容について質問することができる。この場合においては、市長が指定する日に質疑応答書（様式8）を提出しなければならない。

4 前項の質問があった場合、市長は、提出者に対して回答を行うとともに、その回答を入札日まで閲覧に供するものとする。

(委任)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。